

掛川市告示第21号

掛川市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年掛川市告示第126号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月21日

掛川市長 松 井 三 郎

第4条第3号を削る。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。